

## 令和5年度京都府障害者施策推進協議会の概要

**1 開催日時** 令和5年7月6日（木）午後15時45分～17時20分

**2 場 所** 京都府公館 第5会議室

**3 出席委員**（25名中21名）

武田委員、鈴木委員、小森委員、三木委員、澤村委員、石垣委員、三好委員、藤原委員、阿野委員、前田委員、上田委員、佐藤委員、水野委員、中谷委員、森田委員、大前委員、尾瀬委員、細田委員、林田委員、松村委員、信貴委員

**4 内 容**

**議題（1）京都府障害者・障害児総合計画(第5期京都府障害者基本計画・第7期京都府障害福祉計画・第3期京都府障害児福祉計画)（仮称）の策定について**

事務局から、資料1～10に基づき説明

### 【主な質疑・意見等】

**○委員：**この数年間で、行政に於いて障害者当事者及び社会福祉施設のスタッフに対する労働環境改善等、障害者が暮らしやすい社会整備が進んだと感じている。引き続き障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）や京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例等、障害者の行政改革の中で改善を図っていただきたい。その中で、現行計画（第4期京都府障害者基本計画及び第6期京都府障害福祉計画・第2期京都府障害児福祉計画）の中で、特に前進が図られなければならない施策課題は何か。

**○事務局：**現行計画の期間中は、特に新型コロナウイルス感染症対策で福祉施設への通所対策等に力を入れて取り組んできた。また、令和4年9月で国連での調査が入り、日本での障害者差別や障害者の権利の保障について指摘がされた。施設から地域移行への推進等のハード面、京都市と共同で事例集を作成、専門の相談員を配置することにより条例の周知に努める等のソフト面の両方から取り組んできたところ。

**○委員：**精神科医療について課題となっているのは、地域の方々の理解がなかなか進まないこと。総論としては賛成意見が多数だが、いざ身近な問題となると反対となる場合が多い。施策を進めるためには、この意識を変えていかないと難しいと感じている。

**○委員：**都道府県単位で方向性を示し、市町村単位で実際に施策を進める中で、実情に即して手当しないと状況の改善は難しい。

**○委員：**障害者の地域移行、いわゆる脱施設について、まず、近年どれくらい進んでいるの

かをご教示願う。また、地域移行については、例えば身体障害者はバリアフリー化、精神障害や強度行動障害のある方々については突発的な行動への対応等、様々な面で困難な課題がある。地域での相談体制の強化が必要と考える。最後に、親の高齢化等、保証人となる方のいない障害者は多く、住む家を探すことは困難。この状況への対応は、どのようにお考えか。

**○事務局：**福祉施設からの地域移行については、現計画でも数値目標に掲げているが、目標150人以上に対して、令和3年度の実績は30人に留まっており、思ったように移行が進んでいない状況（令和4年度実績は集計中）。希望者の地域移行が叶うよう、取り組みを進めて参りたい。また、専門相談への不動産関係の相談も多い。個別に不動産業者と状況確認をする等、対応をしているが、課題も残る。

**○委員：**地域移行が進まない原因はどこにあるのか。

**○事務局：**お話にもあった保証人の不在による一人暮らしの困難さも一つの要因。また、人材の育成と地域の中での支援体制の強化が必要と考える。京都府で実施している各種事業の成果も含め、次期計画には盛り込んでいきたい。

**○委員：**地域移行が進むための仕組み作りをしていただきたい。

**○委員：**計画を実行するためにはプロセス、仕組み、或いは環境作りが重要となる。

**○委員：**地域移行について、国の指針では地域移行者数を令和4年度末施設入所者数の6%以上に増加、施設入所者を令和4年度末の5%以上削減が掲げられている。具体的な数値は異なる部分もあるが、現行計画の指針でも上がっている項目。京都府では現行計画でも目標がないが、次期計画では目標設定の予定があるのか。目標設定がないと、問題も明らかになってこない。

**○事務局：**実態を把握することが重要と考える。地域移行に取組む一方で、入所待機されている方も一定数おられる。福祉施設の入所定員削減については、市町村と連携し、施設の空き状況、施設の今後の事業展開等を考慮して総合的に長期的視点で目標設定をしていきたい。

**○委員：**各事業所（法人）の考え方へ行政としてどのようにアプローチしていくかも、重要な視点と考える。

**○委員：**圏域ごとの課題について、収集の手法はどのようなものか。収集後のサービス見込量は、各市町村での計画にどのように反映されるのか。市町村の計画と府の計画の関係性をご教示願う。また、医療的ケアに関して、次期計画の骨子案では障害のある子どもの支援の文脈の中で書かれているが、大人の医療的ケア者への暮らしのケア、医療的ケアに対してはどのように取り組む予定か。

**○事務局：**圏域単位での活動状況については、各協議会で情報共有等を行い把握しているところ。また、計画策定の前年にあたる昨年度（令和4年度）は、活動状況、課題を追加で調査した。サービス見込量は市町村計画での見込量の積み上げとなっている。ただ、医療的ケアについては、市町村単位の規模では当事者が少数であること、調整領域が広域的である

ことから圏域単位の課題把握が適当と考えている。全般的には市町村単位となるが、必要に応じて圏域単位となっていることをご了承いただきたい。

医療的ケア者については、従前からの課題と認識している。市町村ごとの当事者のニーズを把握しながら計画を策定したい。

○委員：市町村であまり積極的に計画が推進されていない項目について、京都府の計画にもそのまま反映されてしまうことが危惧される。その点への対応についてお伺いしたい。

○委員：市町村も参加する圏域協議会を実施し、その中で共通認識を持つことで市町村ごとの格差を是正しながら計画を進めている、との認識。

計画策定のスケジュールについて、次回は10月頃に再度施策協議会を実施することとなっているが、調査や実績の把握がなされる前の会議となるのではないかと危惧している。中間案を協議会での議論し、その内容を反映した形で12月の府議会への中間案の報告となるようにしていただきたい。

○事務局：協議会へ報告方法を含め、検討したい。

○委員：国連の障害者権利委員会の所見を見て、日本の障害者の生活や人権問題は、全世界と比較しても遅れていると示されていると理解した。自身も、障害者に対する差別、偏見がまだまだあると感じている。また、合理的配慮について、実現されていないと感じている。この状態をどのように改善するのか。具体策を考えていただきたい。

○委員：理念がきれいであっても現実が伴っていないければ、改善は望めない、というご意見は、他委員との意見ともつながることだと感じる。

○委員：意思疎通支援を促進することが、計画に盛り込まれていることをうれしく感じている。これを実のあるものとするような計画としていたくよう、よろしくお願ひしたい。読書バリアフリーについて、障害者手帳の有無にかかわらず、困難を感じている方全てを対象としていただきたい。これまで視覚障害者専用と捉えられていた施設についても利用促進を進められるような計画といていただきたい。また、読書バリアフリーの推進にはこれまで、ボランティアの方々に支援をいただいていたが、今後その支援の質と量の確保をどのようにしていくかについても、対応願う。「京都府障害者福祉に関する調査」(資料10)について、今から変更は難しいことは承知しているが、読書バリアフリーに関連して、読書ができるか、できていない場合、その理由を問う設問を設けていただけたらと感じた。

○事務局：読書バリアフリーに関して、点訳・朗読については、京都府でも委託での養成講座を開講しており、引き続き確保ていきたい。一方、代読・代筆については現在、どのような表現とするか、検討している。ボランティアについては、学生等に継続的にアプローチをかけて人数の確保に努めたい。「京都府障害者福祉に関する調査」については、これから調査票の変更は難しいが、府立図書館、市町村図書館に状況確認を行うことで、調査を行っていきたい。

## 議題（2）その他

- ・京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の

## **改正について(案)**

事務局から、追加資料2に基づき説明

### **【主な質疑・意見等】**

**○委員：**条例がまだまだ周知徹底されていないと感じる。例えば、映画のバリアフリー上映について、字幕は付けるが音声ガイドはない、という状況がある。これではバリアフリー上映にはなっていない。

**○委員：**障害のない方には音声ガイドを邪魔と感じることがあり、視覚障害のある方には音声ガイドは邪魔などろか必要なものとなる。どちらかの立場になるということではなく、どちらの立場に立つかによって見え方が違ってくる。当事者の方々の立場・視点からとらえていく、ということが重要。

**○委員：**京都府の中で障害者スポーツを皆さんで一緒になって促進していきたらと考えているが、なかなかうまく進まない現状がある。例えば、卓球バレーを実施しようと計画した際、卓球台が傷つくとの理由で一時実施が中止となりそうになった。この時、調整をすることで実施が可能となったが、先ほどの当事者の方々の立場・視点からとらえていく、ということの大切さを感じた。

**○事務局：**条例の周知徹底に取り組んで参りたい。